

## 新型コロナウイルス感染症の院内発生収束について（第2報）

12月30日に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生以降、診療体制の制限を行ってまいりましたが、1月4日以降、新たな感染拡大は確認されていないことから、東部保健所と協議を行い収束と判断いたしました。

そのため、全ての診療体制は通常どおりに運用しております。

診療制限の期間中、関係者の皆さま、患者さんやご家族にはご心配、ご迷惑をお掛けいたしました。今後も職員一同、引き続き感染対策の強化に努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

### 【当面の医療体制】

呼吸器内科の新規入院・・・・・・・・・・1/10より通常どおり

呼吸器内科の外来診療・・・・・・・・・・1/10より通常どおり

令和5年1月10日

大分県厚生連鶴見病院

院長 鈴木 正義